栃木県歯科保健推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本県における歯科保健対策の総合的な推進に当たり、関係者相互の連携や情報交換を進め、歯科保健対策の効率的かつ多様な取組を促進し、もって本県の歯科保健の向上を図ることを目的として「栃木県歯科保健推進協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 歯科保健対策の推進に関すること
 - (2) 歯科保健計画に関すること
 - (3) 歯科保健推進のための関係団体の情報収集
 - (4)8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価
 - (5) その他必要と認める事項

(組織)

- 第3条 協議会は、委員15名以内をもって組織する。
 - 2 委員は、以下のうちから知事が委嘱する。
 - (1) 歯科保健対策に関する関係者
 - (2) その他歯科保健対策に係る関係者
 - 3 委員の任期は3年とする。
 - 4 委員は、再任することを妨げない。

(会長)

- 第4条 協議会に会長を置く。
 - 2 会長は委員の互選により選出する。
 - 3 会長は、協議会を主催し、会務を総理する。
 - 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。
 - 2 会長は、協議事項に応じて一部の委員を指名し招集することができる。
 - 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、 又は他の方法で意見を聴くことができる。
 - 4 会議は原則公開とする。

(部会)

- 第6条 協議会の検討事項を効果的に行うため、部会を置くことができる。
 - 2 部会の設置及び運営等については、部会ごとに別に決める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、栃木県保健福祉部健康増進課において処理する。

附則

- この要綱は、平成17年7月25日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年7月12日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年9月3日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30(2018)年8月22日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和元(2019)年5月27日から施行する。